

[資料 2]

新型コロナウイルス感染症の影響と
広域連合の対応について

令和2年10月

山口県後期高齢者医療広域連合

1 新型コロナウイルスに係る患者数等の状況（発生状況）

9月23日時点の患者数（入院患者数等）は、本県9人、全国6,154人で、人口10万人当たり患者数は、本県が0.7人と全国4.9人の14.3%となっている。また、人口10万人当たり累計患者数は、本県が全国の22.7%となっている。

図1-1及び図1-2は、本県及び全国の現在患者数の推移であり、令和2年4月のピークと8月から9月のピークを比較すると、全国が約1.6倍に対し、本県は約3.6倍と大きくなっている。

本県の年代別の感染状況を見ると、40代、20代、50代の順に多く、70代が16人、80代が4人となっており、後期高齢者の感染者数は、4～20人の間と推測される。

また、本県及び全国の年代別感染者の構成比は図2のとおりで、本県は全国と比較して40代から70代と10代以下の構成比が高くなっている。

表1 国内及び山口県の発生状況

		9月23日23時更新分					総人口(千人) 2019年10月1日
		現在患者数 ①-(②+③)	新規患者数	累計患者数 ①	死亡者数 ②	退院者数 ③	
実数(人)	山口県	9	0	195	2	184	1,358
	国内	6,154	219	80,113	1,524	72,435	126,167
人口10万人あたり	山口県	0.7	0.0	14.4	0.1	13.5	
	国内	4.9	0.2	63.5	1.2	57.4	

以下、全ての資料は、山口県、厚生労働省、JX通信社の公表数値・資料から

図1-1 山口県の現在患者数の推移

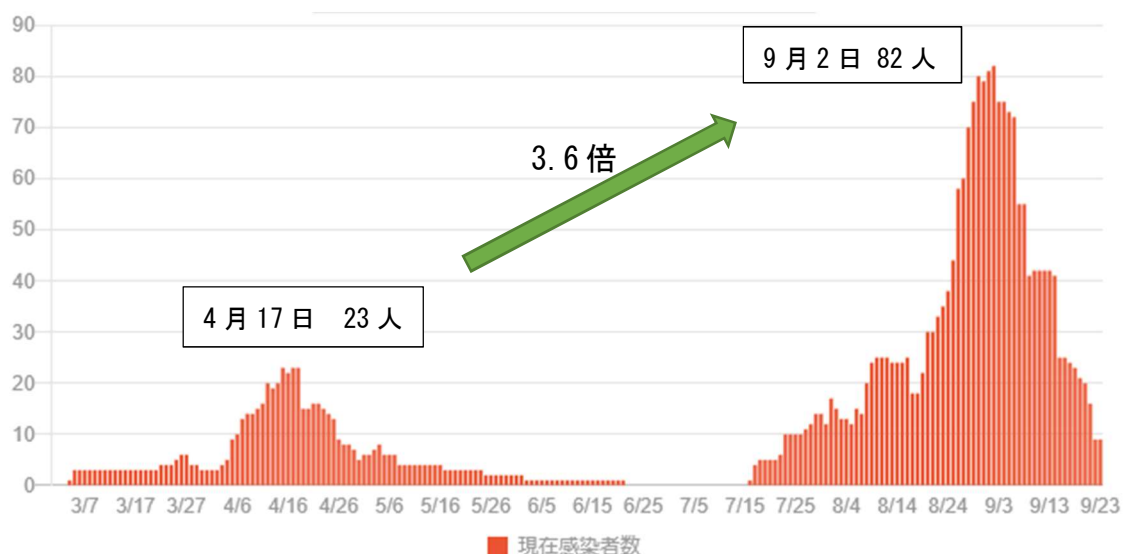


図 1-2 国内の現在患者数の推移

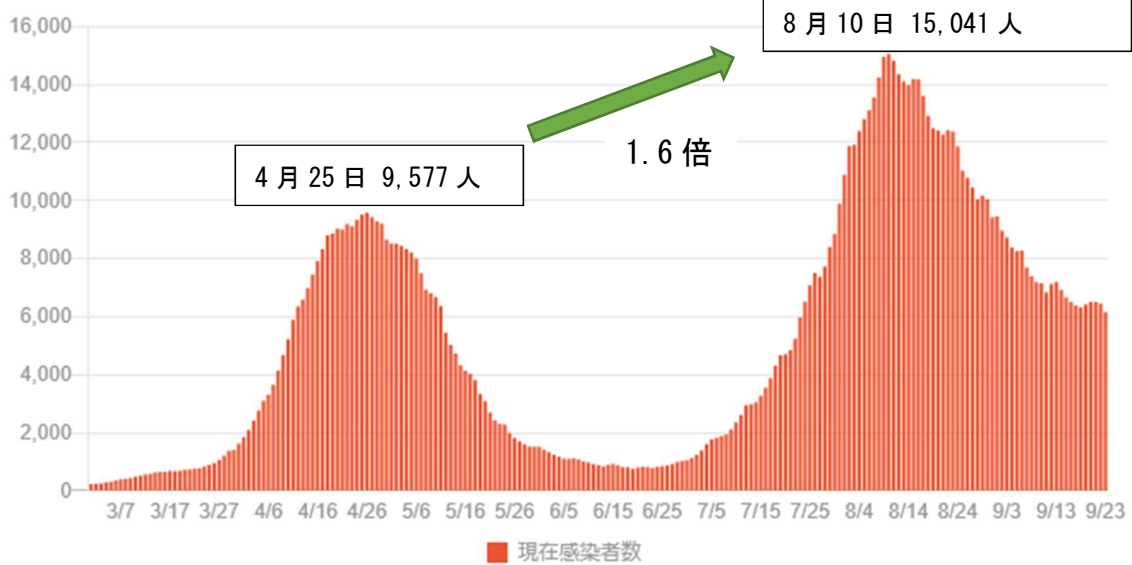


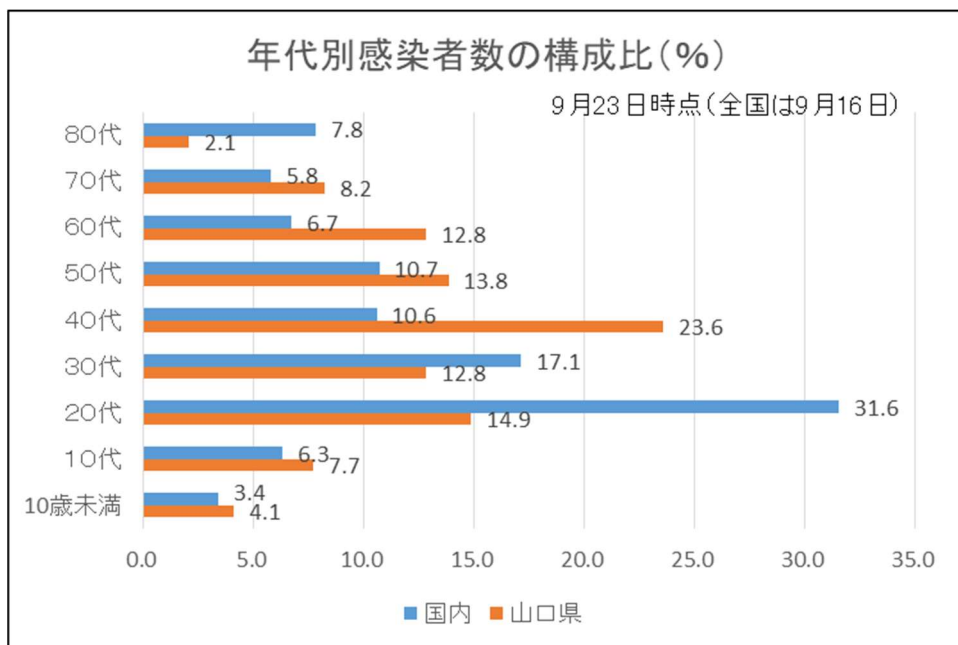
表 2 年代別累計感染者数（山口県）

山口県の年代別感染者数(人)

9月23日時点

合計	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
195	8	15	29	25	46	27	25	16	4

図 2 年代別累計感染者数の割合（山口県、国内）



2 医療費の状況

本県の昨年4月以降の月別医療費及び対前年同月比は、表1及び表2のとおりとなっている。

表1 月別医療費等の状況

		被保険者数 (人)	医療費 (百万円)	件数 (千件)	日数 (千日)	一人当たり医療費 (円)				
						入院	入院外	歯科	調剤	
令和 元年度	4月	242,376	21,002	663	1,130	86,652	44,586	21,636	2,736	14,336
	5月	242,482	20,863	648	1,107	86,038	46,025	21,036	2,640	12,897
	6月	242,649	20,436	646	1,102	84,222	44,719	20,828	2,652	12,680
	7月	242,792	21,738	669	1,167	89,535	46,682	22,347	2,790	14,229
	8月	243,131	20,911	642	1,093	86,008	46,031	20,705	2,321	13,495
	9月	243,510	20,573	650	1,097	84,485	44,619	20,719	2,531	13,235
	10月	243,617	21,627	663	1,150	88,773	46,652	21,974	2,785	13,900
	11月	243,546	20,982	656	1,112	86,153	45,840	21,026	2,759	13,140
	12月	243,267	21,182	668	1,120	87,072	45,901	20,906	2,764	14,007
	1月	243,713	21,108	637	1,074	86,610	47,374	20,483	2,465	12,794
	2月	243,975	20,166	627	1,042	82,658	44,792	19,533	2,576	12,401
	3月	244,106	21,235	643	1,094	86,991	46,340	20,749	2,677	13,709
令和 2年度	4月	244,171	20,149	622	1,023	82,522	43,174	19,619	2,457	14,018
	5月	244,036	19,116	588	984	78,331	42,271	18,477	2,232	11,988
	6月	243,986	20,172	636	1,053	82,676	43,179	20,610	2,766	12,823
	7月	243,975	20,821	640	1,071	85,340	44,831	20,997	2,695	13,417

表2 月別医療費等の対前年同月比

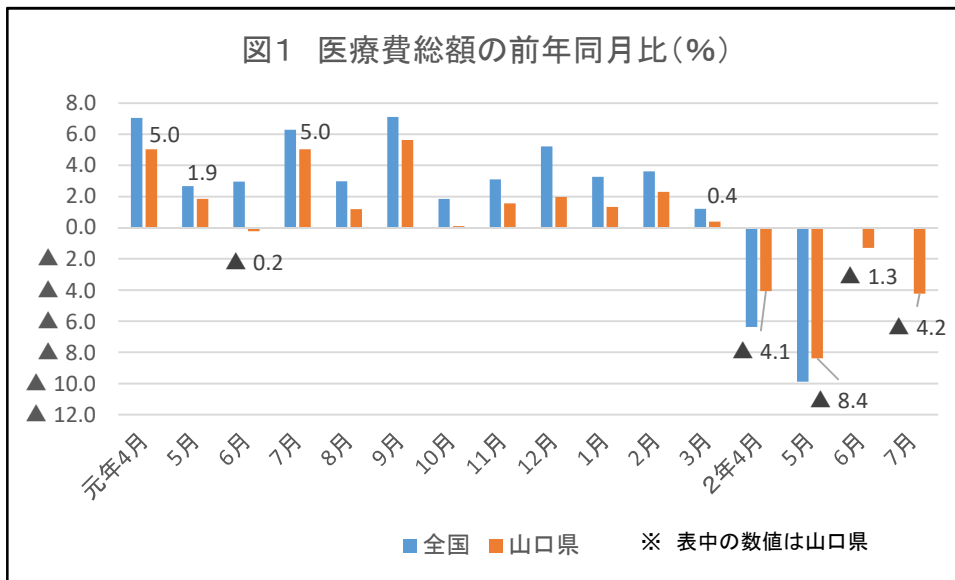
(単位：%)

		被保険者数	医療費	件数	日数	一人当たり医療費				
						入院	入院外	歯科	調剤	
令和 元年度	4月	1.5	5.0	5.0	2.8	3.5	2.9	5.8	6.5	11.8
	5月	1.6	1.9	1.1	▲1.2	0.3	3.5	▲0.5	2.1	▲0.6
	6月	1.7	▲0.2	0.8	▲2.8	▲1.9	▲1.5	▲0.1	▲0.4	0.8
	7月	1.6	5.0	4.1	3.5	3.3	3.4	6.7	9.1	8.2
	8月	1.6	1.2	1.0	▲1.9	▲0.4	1.8	▲0.1	▲0.2	1.4
	9月	1.5	5.6	5.5	3.3	4.1	4.0	6.3	6.9	11.0
	10月	1.5	0.1	0.5	▲1.8	▲1.3	0.1	▲0.4	▲0.7	1.0
	11月	1.4	1.6	2.0	▲0.4	0.2	2.0	0.9	1.3	1.1
	12月	1.3	2.0	3.3	1.1	0.7	0.4	3.6	4.1	4.7
	1月	1.1	1.3	1.8	▲1.0	0.2	0.7	2.3	6.0	2.0
	2月	1.0	2.3	0.8	▲0.5	1.3	3.1	0.1	1.5	2.7
	3月	0.9	0.4	▲1.3	▲4.1	▲0.5	▲0.3	▲1.0	▲2.9	5.5
令和 2年度	4月	0.7	▲4.1	▲6.2	▲9.5	▲4.8	▲3.2	▲9.3	▲10.2	▲2.2
	5月	0.6	▲8.4	▲9.4	▲11.1	▲9.0	▲8.2	▲12.2	▲15.5	▲7.1
	6月	0.6	▲1.3	▲1.6	▲4.5	▲1.8	▲3.4	▲1.1	4.3	1.1
	7月	0.5	▲4.2	▲4.3	▲8.2	▲4.7	▲4.0	▲6.0	▲3.4	▲5.7

(1) 医療費総額

医療費総額の対前年同月比は図1のとおりで、4月から7月の数値は、
 昨年が(4月)5.0%、(5月)1.9%、(6月)▲0.2%、(7月)5.0%に対し
 本年は ▲4.1% ▲8.4% ▲1.2% ▲4.2%となっている。

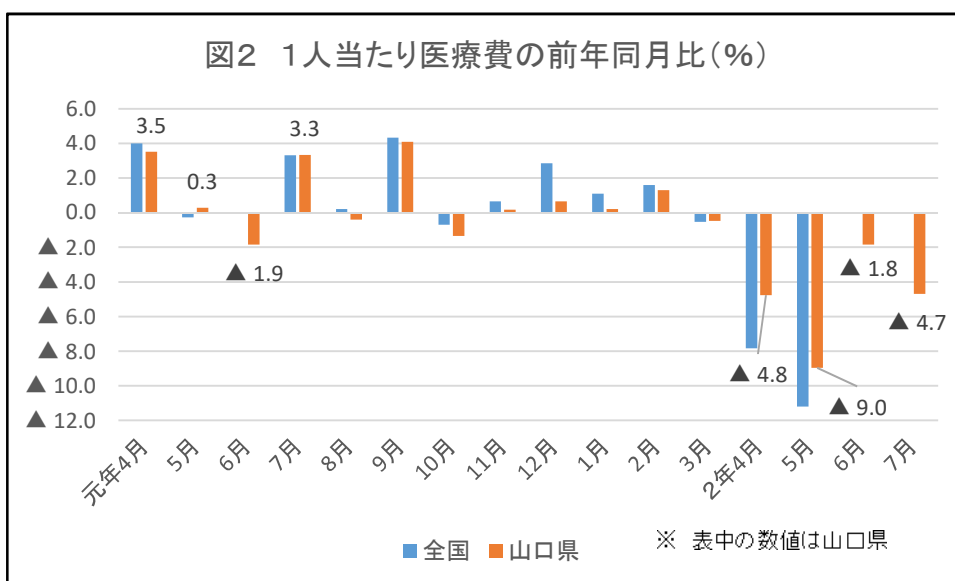
また、本年の4月から7月の間の医療費総額は802億5,700万円で、昨年の840億4,000万円より37億8,300万円減少し、対前年比は▲4.5%となっている。



(2) 1人当たり医療費

1人あたり医療費の前年同月比は図2のとおりで、4月から7月の数値は、昨年が(4月)3.5%、(5月)0.3%、(6月)▲1.9%、(7月)3.3%に対し、
 本年は ▲4.8% ▲9.0% ▲1.8% ▲4.7%となっている。

また、本年の4月から7月の1人あたり医療費は82,217円で、昨年の86,512円を4,295円下回り、対前年比は▲5.1%となっている。



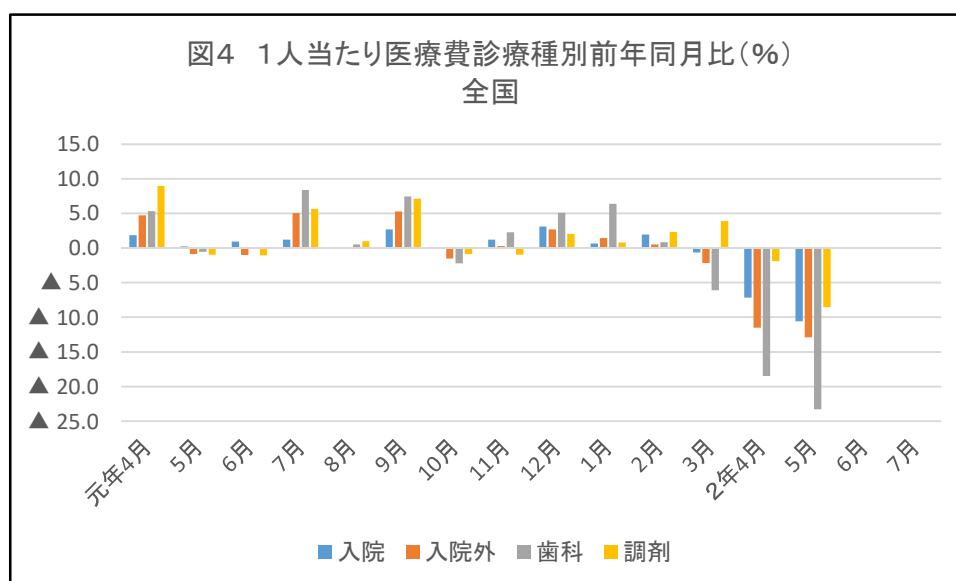
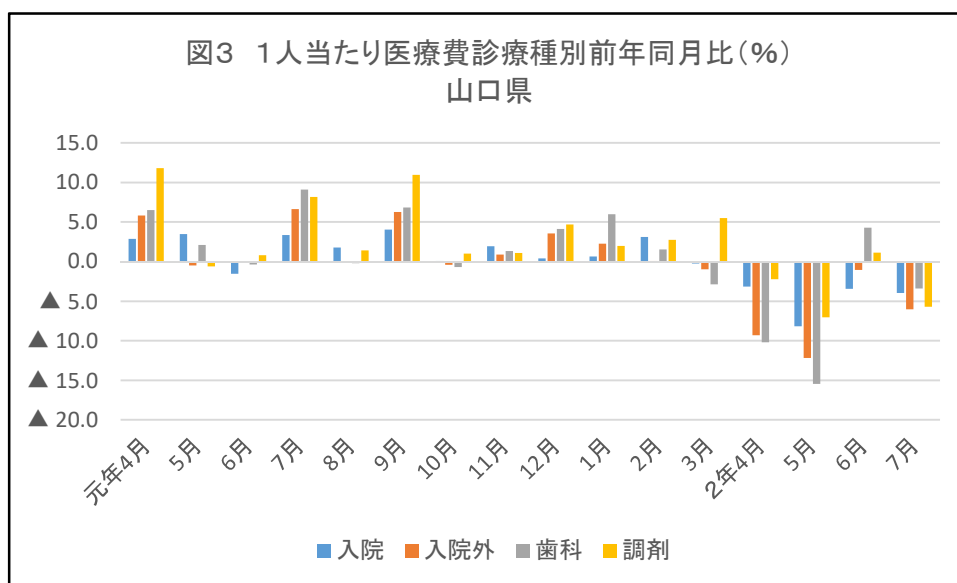
(3) 診療種別の内訳

本県の1人当たり医療費診療種別前年同月比(図3)は、令和2年3月については、調剤がプラス、その他はマイナスの伸びとなっている。

令和2年4月以降については、6月の歯科、調剤がプラスで、その他はマイナスの伸び率になっている。

また、令和2年4月、5月については、歯科、入院外、入院、調剤の順にマイナスが大きくなっている。

全国についても、令和2年3月から5月までは同様の傾向となっている。



3 新型コロナウイルス感染症に対する本広域連合の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免、猶予等について (P9、13、14 参照)

1. 概要

国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等が国から示されました。山口県後期高齢者医療広域連合においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料減免を行うために、国の財政支援の基準に沿った保険料減免についての取扱要領等を整備しました。

2. 経過

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免については、令和2年6月に条例改正や取扱要領を制定しました。被保険者への周知としては、6月から当広域連合HPへの掲載や、県内各市町でのポスター掲示を依頼しました。7月の被保険者証の発送時にはリーフレットを同封しました。

保険料減免決定の状況については、令和2年9月15日の時点で、減免決定人数が61人、決定減免額が7,391,858円となっています。

3. 国による財政支援

このたびの保険料減免については、国による財政支援が行われ、令和2年度分の保険料の減免に要する費用の6割が後期高齢者医療災害等臨時特例補助金、残りの4割が特別調整交付金として交付される予定です。令和元年度分の保険料の減免に要する費用は、全額特別調整交付金として交付される予定です。

4. 徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料を一時に納付できない場合には、申請により徴収を猶予する制度があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について
(P9 参照)

新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき、給与等の支払いを受けている被保険者が、労務に服することができず、給与の全部又は一部を受けることができなくなった場合、申請して認められると、傷病手当金が支給されます。

●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した 3 か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
※1 日あたりの支給額には上限があります。

●適用期間

令和 2 年 1 月 1 日～9 月 30 日の間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は最長 1 年 6 か月まで)



令和 2 年 9 月 16 日規則改正

令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は最長 1 年 6 か月まで)

◇申請件数及び支給実績(令和 2 年 8 月 31 日現在)

- ・申請件数 0 件
- ・支給実績 0 件

・予算額(令和 2 年 10 月補正予定)

600,000 円(50,000 円【申請 1 件あたり】×12 件分)

(3) 健診及び保健指導の対応 (P10 参照)

国から示された、緊急事態宣言の期間中・解除後における健診及び保健事業の実施方法等に留意するとともに、県医師会及び県歯科医師会等と協議の上、健診は5月25日の緊急事態宣言解除後に、各地域の医療機関の実情に応じて開始しました。

(健診の実施時期)

	例年の実施時期	本年の実施時期
一般健診	<u>4月下旬</u> ~ 翌年3月末	<u>6月上旬</u> ~ 翌年3月末
歯科健診	<u>6月1日</u> ~ 翌年1月末	<u>6月中旬</u> ~ 翌年1月末

(4) PCR検査、抗原検査の保険適用 (P10 参照)

後期高齢者医療分に係る保険請求の状況は、次のとおりです。

診療月	PCR検査		抗原検査	
	件数	医療費	件数	医療費
R2. 4月	3件	46,500円	—	—
5月	9件	151,500円	0件	0円
6月	78件	1,206,000円	3件	22,320円
7月	139件	2,113,500円	13件	89,520円

(5) 指定感染症の公費負担と診療報酬上の対応 (P11 参照)

① 公費負担の概要

- ・新型コロナウイルスに感染した入院患者の医療費は全額公費負担の対象
- ・保険適用とされる医療費の自己負担額分が全額公費負担
(都道府県が医療機関に支払う)

② 診療報酬上の対応

- ・主な特例措置は、別紙のとおり
- ・新型コロナウイルス感染症患者について、特定集中治療室管理料や救急医療管理加算等の評価点数の引上げや特例加算等の実施

医療保険制度における新型コロナウイルス感染症に対する対応について

- 政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るための様々な措置を実施。
- 医療保険制度においても、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の強化、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が下がっている方々、事業環境が悪化している中小企業、小規模事業者等への支援等の観点に基づき、随時、必要な対策を実施。

1. 保険料の減免、猶予等

【被用者保険】（令和2年2月～）

- ・ 令和2年2月1日以後における、一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を、無担保かつ延滞税なしで、1年間納付を猶予。

【国民健康保険、後期高齢者医療制度】（令和2年2月～）

- ・ 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対し保険料（税）の減免を実施。
- ・ 保険料（税）の減免を実施した保険者に対し、減免に要する費用の全額の財政支援を実施。【第1次補正予算】

2. 傷病手当金の対応

【被用者保険】（令和2年1月～）

- 傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ & A」を3月6日付けで発出し、以下について周知。
 - ・ 発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することが出来なかった期間に該当すること
 - ・ やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、保険者が労務不能と認め、支給することが可能であること

【国民健康保険・後期高齢者医療制度】（令和2年1月～）

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を実施。

3. 特定健診・特定保健指導等における対応

【緊急事態宣言期間中（令和2年4月8日以下の内容の通知を発出）】

- 緊急事態宣言の対象地域において、実施を控えること。
- 緊急事態宣言の対象地域外においては、実施の必要性の検討に当たって、基本的対処方針等を踏まえ、十分に留意すること。
- 保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定していること。

【緊急事態宣言解除後（令和2年5月26日に以下の内容の通知を発出）】

- 緊急事態宣言解除後においては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。
- 再度緊急事態宣言が行われた場合には、
 - ・ 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において実施を延期すること。ただし、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、感染拡大防止等に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。
 - ・ 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- 特定健康診査等を実施する場合には、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。
- 高齢者保健事業については、特に高齢者の場合、長期間の外出自粛により生活が不活発になる等の健康影響が危惧されること等を念頭に置きつつ、実施方法や実施時期等を判断し、関係者等と適宜相談の上で実施するよう要請。実施に当たって参考となる感染拡大防止策や留意点を提示。また、一部市町村における高齢者に対する支援策の現状や取組の工夫等について情報提供。

4. PCR検査、抗原検査の保険適用

（令和2年3月6日～）

- 新型コロナウイルス感染症の患者であることが疑われる者に対し新型コロナウイルス感染症の診断を目的として行った場合又は新型コロナウイルス感染症の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的としたPCR検査を実施した場合に、医療保険を適用できることとした。

（令和2年5月13日～）

- 新型コロナウイルス感染症の患者であることが疑われる者に対し新型コロナウイルス感染症の診断を目的として抗原検査を実施した場合に、医療保険を適用できることとした。

（令和2年6月2日～）

- これまで保険適用となっていた検体に加え、唾液からの検体を用いてPCR検査を実施した場合も、医療保険を適用できることとした。

5. 診療報酬上の対応

①新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例的な対応

(令和2年4月8日～)

- **新型コロナウイルスへの感染を疑う患者に、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価し、院内トリアージ実施料（300点/回）を算定できることとした。**
- **入院を要する新型コロナウイルス感染症患者に、必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価し、救急医療管理加算（950点/日、特例的に、14日間まで算定可能）、及び二類感染症入院診療加算（250点/日）を算定できることとした。**

(令和2年4月18日～)

- **重症の新型コロナウイルス感染症患者（※1）について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院している場合の評価を2倍に引き上げた。**
- **中等症の新型コロナウイルス感染症患者（※2）について、救急医療管理加算の2倍相当（1,900点）の加算を算定できることとした。**
- **医療従事者の感染リスクを伴う診療を評価し、人員配置に応じ、二類感染症患者入院診療加算に相当する加算を2～4倍算定できることとした。**

※1 E C M O（対外式心肺補助）や人工呼吸器による管理等、呼吸器を中心とした多臓器不全に対する管理を要する患者 ※2 酸素療法が必要な患者

(令和2年5月26日～)

- **重症及び中等症の新型コロナウイルス感染症患者について、専用病床の確保などを行った上で受け入れた場合、2倍に引き上げた評価をさらに3倍に引き上げた。また、中等症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、救急医療管理加算の3倍相当の加算について、15日目以降も算定できるととした。**

※ 例：特定集中治療室管理料3（平時）9,697点 → 臨時特例（2倍）19,394点 → 更なる見直し（3倍）29,091点

- **診療報酬上の重症・中等症の新型コロナウイルス患者の対象範囲について、医学的な見地から引き続きICU等における管理が必要な者を追加した。**
- **新型コロナウイルス感染症の疑似症として入院措置がなされている期間は、今般の感染症患者に対する特例的な取扱の対象となることを明確化した。**

②初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について（令和2年4月10日～）

- **時限的・特例的な対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、初診料214点（歯科については185点）を算定できることとした。また、その際、医薬品の処方を行い、又は、ファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定できることとした。**
- **保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行う場合について、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料を、（その他の要件を満たした場合）薬剤服用歴管理指導料等を算定できることとした。**
- **慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、月1回に限り147点（歯科については55点）を算定できることとした。**

※いずれも、中央社会保険医療協議会において了承

6. 診療報酬の概算前払い

(令和2年6月)

- **医療機関等への（独）福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部を6月に受け取することを希望する医療機関等に対して、審査支払機関が概算前払いを実施。**

令和元年度からの保険料均等軽減の見直しについて 保険料を年金からの引き落としで納めている皆様へ

年度前半（4月・6月・8月）は前年度の2月と同額となり、後半（10月・12月・2月）で年間の保険料を調整します。**引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。**

（注）口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

保険料の年金からの引き落とし金額の例

7.75 割軽減の対象となる方

令和元年度		令和2年度	
4月	1,100円	4月	1,100円
6月	1,100円	6月	1,100円
8月	1,270円	8月	1,100円
10月	1,100円	10月	2,470円
12月	1,100円	12月	2,400円
2月	1,100円	2月	2,400円
年額 6,770円（平均560円）（8.5割軽減）		年額 10,570円（月平均880円）（7.75割軽減）	

7 割軽減の対象となる方

令和元年度		令和2年度	
4月	800円	4月	2,200円
6月	800円	6月	2,200円
8月	800円	8月	2,200円
10月	2,200円	10月	2,500円
12月	2,200円	12月	2,500円
2月	2,200円	2月	2,500円
年額 9,020円（平均750円）（8割軽減）		年額 14,100円（月平均1,180円）（7割軽減）	

（注）高齢者医療保険料は、全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

高齢者医療制度に関する
お知らせ

新型コロナウイルス 感染症の流行に伴う 保険料の減免 について



医療保険料の見直し
 についてのお知らせもあります。
 詳しくは中面をご覧ください

内容に関するお問合せはこちらまで

各都道府県の後期高齢者医療広域連合、またはお住まいの市区町村の担当窓口まで

大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右面の(1)～(3)の全てに該当する方
⇒ **保険料の一部を減額**

ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市町村にお問合せください。

詳しくは右面をご覧ください。

保険料均等割軽減の対象の方^(※)の保険料について

※高齢者医療保険料の均等割額が8割軽減または8.5割軽減となっていた方(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方)
法令上7割軽減の対象となる方の保険料(均等割)については、これまで特例的に上乗せして軽減を行ってききましたが、右面の表のとおり、**令和元年度から段階的に見直し**を行っています。

【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和元年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) **令和元年の所得の合計額が1000万円以下**であること
- (3) **収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下**であること

保険料の減免額は、**減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和元年の所得の合計額に应じた減免割合(D)をかけた金額**です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A: 令和2年度保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかける令和元年の所得の合計額
C: 世帯の令和元年の所得の合計額(※1)
(※1)世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に应じた減免割合(D)

主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額について、

- 300万円以下の場合: 全部(10分の10)
400万円以下の場合: 10分の8
550万円以下の場合: 10分の6
750万円以下の場合: 10分の4
1,000万円以下の場合: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免額の計算例(夫婦世帯)

(令和元年の所得) ※保険料額は全国平均を基にした一例です

夫 給与所得 100万円(給与収入170万円に相当)
年金所得 70万円(給与収入190万円に相当)
→ 令和2年度保険料額 17万円
妻 給与所得 なし
年金所得 10万円(給与収入130万円に相当)
→ 令和2年度保険料額 5万円

所得の合計額(C)
= 180万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

(A) (B) (C) (D) 保険料の減免額
夫の保険料について、
17万円 × (100万円/180万円) × 10分の10 = 約99万円
妻の保険料について、
5万円 × (100万円/180万円) × 10分の10 = 約3万円
= 約102万円
= (合計) 約12万円

※令和元年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部(10分の10)が免除

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

令和元年度からの見直し内容

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度 令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
			月平均額が 660円 ⇒ 1,010円	
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		9割	8割	7割
			月平均額が 870円 ⇒ 1,350円	